

○狭山市生け垣設置奨励補助金交付要綱

平成29年3月28日

告示第83号

狭山市生け垣等設置奨励補助金交付要綱（昭和55年告示第38号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、本市の緑化推進及び災害防止に役立たせるため、生け垣を設置する者に対し、予算の範囲内でその費用について補助金を交付することにより、住み良い都市環境をつくることを目的とする。

（規則の適用）

第2条 前条の補助金の交付に関しては、狭山市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和57年規則第40号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者

（2）市税（狭山市税条例（昭和30年条例第11号）第3条第1項各号及び第2項各号に掲げる税目をいう。）の滞納がない者

2 補助金の交付は、同一の者（その者と同一の世帯に属する者を含む。）に対しては、同一の敷地内において1回限りとする。

（補助対象要件）

第4条 補助金の交付の対象となる生け垣の設置は、次に掲げる要件に該当するものとする。

（1）補助対象者の居住する家屋の敷地に生け垣を設置する事業であること。

（2）生け垣は、道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項又は第2項に規定する道路をいう。以下同じ。）に1メートル以上沿うものであること。

（3）生け垣の樹高が1メートル以上であること。

（4）生け垣の樹木が生け垣の長さ1メートル当たり原則として2本以上あり、かつ、連続して植栽するものであること。ただし、生け垣の設置延長が2メートル未満の場合においては、生け垣の樹木が原則として3本以上あり、かつ、連続し

て植栽するものであること。

(5) 生け垣と道路の間にブロック塀、フェンスその他の築造物が存在しないこと。

(6) 生け垣の樹種は、生け垣に適したものであること。

(7) 生垣の樹木が道路の幅員に支障を来さない生垣であること。

(一部改正〔令和6年告示83号〕)

(補助金の額)

第5条 補助金の交付の額は、道路に沿う生け垣1メートル当たり5,000円と当該生け垣の設置に要する経費の額に2分の1を乗じて得た額とのいずれか少ない額とし、4万5,000円を限度とする。

2 前項の規定により補助金の交付の額を算定する場合において、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(一部改正〔令和6年告示83号〕)

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生け垣を設置する前に生け垣設置奨励補助金交付申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請者が敷地の所有者と異なるときは、当該所有者の生け垣設置承諾書を添付しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容の審査を行い、補助金交付の可否を決定し、生け垣設置奨励補助金交付可否決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第8条 前条の規定により補助金交付の決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該決定に係る生け垣の設置事業の計画の変更又は中止をしようとするときは、遅滞なく生け垣設置計画変更・中止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(報告及び請求)

第9条 交付決定者は、生け垣の設置が完了後速やかに、生け垣設置奨励補助金実績報告書兼請求書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付等)

第10条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、速やかに生け垣を検査し、

第4条に規定する要件に適合すると認めるときは、生け垣設置奨励補助金額確定通知書により交付決定者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第4条に規定する生け垣を設置する事業の要件を欠くに至ったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正手段により交付決定又は交付を受けたとき。

(3) 交付の条件に違反したとき。

(状況報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、必要な状況報告を求めることができる。

(適用除外)

第13条 この要綱は、生け垣を設置する敷地が販売を目的とするものである場合は、適用しない。

(全部改正〔平成30年告示233号〕、一部改正〔令和6年告示83号〕)

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日告示第233号) 抄

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日告示第83号)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条、第5条第1項及び第13条の規定は、この告示の施行の日以後の交付の申請に係る補助金について適用し、同日前の交付の申請に係る補助金については、なお従前の例による。